**🏠中札内村住宅リフォーム支援事業について🏠**

本制度は、住宅のリフォームを行った方に対して、予算の範囲内でリフォーム費用の一部を助成する制度です。

　下記の★助成対象要件に該当する方は、『中札内村住宅リフォーム支援事業交付申請書』により申請することができます。

**※助成を受けられるのは１つの住宅に対して１度限りです。**

**※着工前に申請し、申請年度内の３月１０日までに工事を完了する必要があります。**

**※外壁・屋根の改修など外部での作業が必要な工事は、冬期間に行うことができません**

**のでご注意ください。工事時期によっては翌年度の申請をご検討ください。**

　★助成対象要件

　　１．中札内村に住民票がある方

※移住者については、実績報告までに中札内村に住民票がある方

２．リフォームする住宅の所有者であり、住宅に居住しているまたは住宅の取得後に

リフォームを行い、居住する方

３．市町村税等を滞納していない方

４．過去に本事業による助成金の交付を受けていない方

※中札内村空き地・空き家バンクに登録された賃貸住宅をリフォームする場合は、住

宅の所有者であれば住民票及び居住の有無は問いません。

　〇助成対象工事費

1. 交付決定を受けた後に着工する工事で、**申請年度の３月１０日まで**に完了することができる工事であること。
2. リフォーム工事一覧表（別紙）で**交付対象となる工事費用が３０万円（税抜き）以上**となること。

　〇助成額

|  |  |
| --- | --- |
| 助成額 | 助成対象工事費の２０％以内（上限２０万円） |
|  | ※本人または同居親族が６５歳以上１８歳未満の同居親族がいる場合 | 助成対象工事費の３０％以内（上限３０万円） |
| 加算額※村内業者の工事割合が５０％以上の場合 | 助成対象工事費の１０％以内（上限１０万円） |

○受付窓口

中札内村役場施設課施設グループ　　電話：０１５５－６７－２４９６

参　考

中札内村住宅リフォーム支援事業の流れ

交付額の確定

実績報告書受付

助成金交付の適否決定

申請書類受付

**中札内村役場**

交付額確定通知書が届く

助成金が指定口座に入金

※入金まで２～４週間かかります

交付決定通知書が届く

**申　請　者**

交付申請書（添付書類有り）　提出

審査

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※１～２週間程度

工事着工

工事完了※３月１０日まで

実績報告書（添付書類有り）提出

※３月末日までに提出してください

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 審査

※交付申請後、工事内容に変更がある場合は、変更（廃止）申請書の提出が必要です。

詳しくは施設課（０１５５－６７－２４９６）までご連絡ください。